

第百六十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

平成十八年三月二十九日(水曜日)

午後一時十八分開議

出席委員

委員長 石原 伸晃君

理事 倉田 雅年君

理事 西川 公也君

理事 松島みどり君

理事 平岡 秀夫君

理事 赤池 誠章君

理事 稲田 朋美君

理事 太田 誠一君

理事 笹川 堯君

理事 下村 博文君

理事 松浪 健太君

理事 水野 賢一君

理事 矢野 隆司君

理事 柳本 卓治君

理事 枝野 幸男君

理事 細川 律夫君

理事 保坂 展人君

理事 今村 雅弘君

理事 杉浦 正健君

理事 河野 太郎君

理事 塩崎 恭久君

理事 三ツ林隆志君

理事 三浦 正晴君

理事 木寺 昌人君

理事 小菅 修一君

委員の異動

三月二十九日

補欠選任

法務大臣

法務副大臣

外務副大臣

法務大臣政務官

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

法務委員会専門員

近江屋信広君 渡辺 博道君
柴山 昌彦君 新井 悦二君
柳澤 伯夫君 近藤 基彦君
柳本 卓治君 松浪 健太君
枝野 幸男君 郡 和子君

同日

補欠選任
新井 悦二君 柴山 昌彦君
近藤 基彦君 柳澤 伯夫君
柳本 卓治君 柳本 卓治君
松浪 健太君 柳本 卓治君
郡 和子君 枝野 幸男君

三月二十九日

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(河村たかし君紹介)(第九三〇号)

同(辻元清美君紹介)(第九三二号)

同(山井和則君紹介)(第九三三二号)

同(泉健太君紹介)(第九四七号)

同(枝野幸男君紹介)(第九四八号)

同(高山智司君紹介)(第九四九号)

同(保坂展人君紹介)(第九五〇号)

同(細川律夫君紹介)(第九五一号)

同(津村啓介君紹介)(第九六六号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二四号)

共謀罪新設反対に関する請願(保坂展人君紹介)(第九四六号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

同(平岡秀夫君紹介)(第一〇二五号)

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

○石原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、本案に対し、平岡秀夫君外二名から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。津村啓介君。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○津村委員 ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、提案理由を説明いたします。

今回の政府案の提案理由とされております国民の生命と安全を守るためにテロの発生を未然に防ぐこと、利便性を高めるために出入国手続の簡素化、迅速化を図ること等につきましては、民主党としても全く異論はありません。しかし、その具体的方策として盛り込まれた内容については、個人の自由な生活や民主主義社会の維持発展、外国人との友好、共生という観点に照らして重大な問題を含まれていると言わざるを得ません。

まず、上陸審査時に特別永住者等を除くすべての外国人に指紋等の生体情報の提出を義務づけることについては、プライバシー権や自己情報をコ

ントロールする権利の保障という観点から、慎重に検討することが必要であると考えます。少なくとも、現在のところ、同様の措置を講じているのは世界的にも米国のみであり、国際社会が合意に達しているとは必ずしも言えない状況であることに照らし、熟慮期間を設けるべきであります。

また、政府案では、上陸審査時や自動化ゲート利用のために採取した指紋等の生体情報保存期間や入管業務目的以外での利用範囲、外国人入管当局への提供範囲などが極めてあいまいであり、行政機関からの個人情報等の流出事件が相次いでいることを踏まえると、個人の生体情報を余りに軽く扱うものと言わなければなりません。

さらに、テロリストと認定された外国人の退去強制事由の整備についても、政府案ではテロリストの定義が極めてあいまいであり、恣意的な認定がなされるおそれがあります。

本修正案は、こうした問題点について必要最小限の修正を行うことにより、本来の目的であるテロの未然防止策などを円滑かつ的確に進めようとするものです。

以下、その内容を御説明いたします。

第一に、上陸審査時に提供を義務づける個人情報類の種類について、法務省令への委任規定を削除し、法律で明記するものに限定することとした上で、当分の間、指紋の利用を凍結することとしております。

第二に、上陸審査時に取得した個人情報情報は、提供者がテロリストと認定されるなど上陸拒否事由に該当する場合を除き、提供者が出国後もしくは永住者となった時点で直ちに削除することとしております。また、自動化ゲート利用者から取得する個人情報については、登録が効力を失った時点で直ちに削除することとしております。

第三に、削除されるまでの間の個人識別情報については、出入国管理のための業務以外への利用を原則として禁止することとしております。

第四に、新たに追加される退去強制事由について、法務大臣の裁量を狭めることとしております。

以上が、本修正案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ各委員の御賛同をお願い申し上げます。以上です。(拍手)

○石原委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○石原委員長 この際、お諮りいたします。両案審査のため、本日、政府参考人として法務省入国管理局長三浦正晴君、外務省大臣官房審議官木寺昌人君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石原委員長 これより原案及び修正案を一括して質疑を行います。

○高山智司君 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高山智司君。

○高山委員 民主党の高山智司でございます。まず、私は、きのうの午前中からの引き続きの質問につきまして、質問をさせていただきます。

それは、日本政府が、米政府でU-S-V-I-S-I-Tという、指紋を捺して顔写真を撮るというこの制度が始まったときに、外国人である日本人の指紋を出国したときに消去してほしい、こういう要求をおつたとき、それに比べて、今回の入管法の審議では、法務大臣、副大臣からまたびたび答弁がありますように、外国人の方の指紋を採取して、出国した後は、即時消去するのではなくて、最大で七十年、八十年といった長期にわたり保有する。これは全然矛盾している政策の

ように感じましたので、きのう長く質問をいろいろさせていただきました。

そして、きのう、外務省の方からは、日本側からこういう提案をしたというような答弁もありましたが、法務省は、いや、そういう即時消去の要求は日本としてはしていないんだというようなことで、食い違いも見られました。

きょうは、法務省と外務省、これは連携が今悪いようでございますけれども、双方に非常に影響力のある副大臣にお越しただいておりますので、まずは外務副大臣に答弁を求めます。

きょう私がお配りいたしましたこの資料ですけれども、お手元に行っていると思いますが、まず外務副大臣に、こちらの方に、第一パラグラフの下の一行の部分ですけれども、これは何とありませうでしょうか。これは、アメリカから来た資料を外務省の方で各省に配付しているものだと思いますので、特に私が問題としているこの個人消去の部分ですけれども、改めて外務副大臣から、ここに何と書いてあるかということをお答えしていただければと思います。

○塩崎副大臣 懐かしい法務委員会に呼んでいただきました。まず、入管法の真剣な討議が行われているということ、参加をさせていただくことを名譽なことだと思っております。

何と書いてあるかというのは、ここに書いてあるとおりであります。先生御指摘の点は、特に、「個人情報」は当該個人が米国を出国する時点で消去されるべきであるという日本国政府の立場も十分に理解する。という部分をおっしゃっているのではないかなと思っておりますが、この報告書は、要望書がお互いに出でてきて、いわゆる日米規制改革イニシアチブの中で議論が行われて、最後にそれぞれが報告書として出しますので、これは米国側がまとめたものでございます。

○高山委員 今、副大臣のお言葉にもありましたように、双方から要望書が出てきて、これはそれに対するお返事であるということでございますけれども、

けれども、ここに日本政府の立場とありますけれども、これも副大臣に伺いますが、日本からこのような要望をしたのでしょうか。

○塩崎副大臣 結論から言いますと、そういう要望はしておりません。正式にはやっておりません。

先ほど申し上げましたように、これは要望がお互い出でてきて、そしてさんざん議論をして、その結果、こういう報告書という形で出てくるものであります。先ほど申し上げましたように、これは米国側がまとめたものでございます。

日本側から正式な要望として言っていたのは、あくまでも生体情報、先ほども提案理由の中にありますけれども、極めて重要な個人情報でありますから、これを厳格に管理してもらわなきゃ困るということを一貫して申し上げてきたわけでありまして、今のこの先方の、米国側の報告書に書いてあることについては、先ほど申し上げたように、さまざま議論を要望書を受けてやる、その中で出てきた、言ってみれば、たぐさんの具体案の一案として出てきたものだというふうに考えるべきではないかというふうに思っております。

特に、議論の中で出てきて、そのやり方についてはたぐさんの案が出てきているわけでありまして、そのワン・オブ・ゼムということであろうか。ふに米側が書いたものだと理解をしております。これは政府の正式な要望として出たものではないというふうに考えております。

○高山委員 副大臣もきょう突然にということいろいろ混乱もあるでしょうから、木寺審議官、語尾は思われますが、きょうは結構でございます。ところで、まず、きのう私、この件に関して、どういふところで出たんですかということ、質問しました。これは議事録も残っておりますけれども、同じ答弁をしてくださいます。

○木寺政府参考人 お答え申し上げます。私が昨日答弁させていただきました内容は、日米規制改革イニシアチブの議論の中で、我が国の側から生体情報の管理の厳格化を求めておりますので、日本側からいろいろな考え方の一つとして言及されたものではないかと思われ、そのようにお答えいたしましたと思っております。

○高山委員 今の答弁で、もう時間がもったいないので繰り返しませんけれども、副大臣に伺いますけれども、この指紋の即時消去というのは、正式な要望ではないにせよ、これは日本側からの提案ですね。

○塩崎副大臣 先ほど申し上げましたように、日本政府として正式に要望したことではないというふうに申し上げているわけで、当然のことながらいろいろな議論が行われた、その過程の中で出てきた、示されたワン・オブ・ゼムというふうに考えております。

○高山委員 いや、副大臣、これは日本とアメリカの議論ですよ。途中で違う国の人がいきなり何か要望を出してくるかじゃなくて、日本がアメリカしかいないんですよ。そして、日本国政府の立場にはこういうふうに配慮するとアメリカが言っている。そして、きのう審議官も、日本側からこのことを言及したんだと言っているわけですね。

つまり、私が今、副大臣に確認したいのは、日本政府からこの指紋の即時消去という提案を、公式じゃないということをおっしゃいましたけれども、しているんですね、公式じゃないにせよ。

○塩崎副大臣 議論でいろいろな方々から意見を聞くというのはもう御案内のとおりでありまして、その中で出てきたもので、日本政府が正式なものとして出したことではないということでありまして、先ほど申し上げたとおりでございます。

○高山委員 これは、しかも一年だけの、一回こっきりのやりとりじゃなくて、一回、日本の政府からこういう指紋消去せよという要望をした、そうしたら、いや、それに関してはこういう対応ですという答えが来たわけですね。二〇〇四年六月に答えが来ている。またその次の年にも似たような要望を出しているんですよ、日本からも。またその返事も来ているという、今に至るまで三回

ぐらいやりとりがあるんですよ。
その第一回目のこのやりとりのときに、どうい
う形でこの要望を出したんですか、これを聞いて
いるんですけれども、まずは対アメリカとの関係
で。

そしてさらに、それに関しては何か明確にお答
えになりませんけれども、私、きのうの時点で、
外務省と法務省の間の意思の疎通もおかしいん
じゃないかと思ひまして、そのやりとりも資料を
出していただきたいということを言いましたら、
それもゼロ回答なわけですよ。それでまた、こ
れは委員会で責任持ってそこは答弁しますからと
いうことで今委員会が始まっているわけですね
ども、全然、きのうの審議官の答弁と変わらない
じゃないですか、副大臣がせっかとお見えなの
に。

私、ちょっと伺いたいのは、冒頭にも言いまし
たけれども、法務省の入管に聞きましたら、い
や、絶対そんな指紋の即時消去なんというのは要
求していません、こういうふうな言うんですよ。
だけれども、現にこれは日本側の要求として入っ
て、アメリカ側はそういうふうな認識してこう書
いているわけですよ。そうすると、これは百八
十度違う要求ですから、少なくともアメリカから
こういう返事が来たときに、日本の法務省あるい
は入管の担当者は、えっ、そんなこと要求してい
ないよと気づくべきだと思うんですけども、そ
ういうことを外務省から法務省にどういう連絡を
しているんですかということを書きできのう聞い
ていますので、今お答えください。

○塩崎副大臣 その前に、要望をどうしたかとい
うことをごさいますけれども、例えば、これは二
〇〇三年の十月の二十四日の文で、もうごらん
なっていると申しますけれども、取得した情報
の適正な管理のために米政府が講じている具体
的な方策及び取得した情報の利用範囲にいかん
どめをかけているかにつき、早急に明らかにし
ていただきたい、こういうようなことを言っている
ということをごさいます。

それと、法務省との間でございませうけれども、
外務省としては、法務省を含む関係省庁、これは
別に法務省だけではありませんから、民間企業の
意見も含めて聞いているわけであって、それは当
然のことながら、入管政策にかかわる法務省にこ
の議論を持ちかけて意見交換しているのは当然の
ことであるわけでありまして、いずれにしても、
関係省庁の間で合意できたところで、米政府
に対して要望事項を提示しているということでご
さいます。

○高山委員 副大臣が今おっしゃるように、関係
省庁との合意ができたところで、アメリカ側にこ
の要望を出したわけですよ。それが、法務省が
絶対そんなこと言いつこないよというこの指紋即
時消去が入っているというのは、これは、方向が
一緒だけれども言い過ぎちゃったというんじやな
くて、真逆のことですよ。日本の政府は指紋消却
しないと申しているんですから。それで、アメリ
カ政府に対しては指紋消去を要求した。これは真
逆ですよ。だから、おかしな言い方じゃないです
か。その経緯を明らかにする、どういうやりと
りがあったかを出してくださいというのを言
いましたら、資料がけさまで来ませんでした。

だけれども、では、これは公開の場である委員
会で明らかにすればいいんだということでご今質
問させていただいているので、副大臣、これは明
確に今御答弁ください。だから言われたことを
つけ足したんですか。法務省から言われたこと
じゃないければ、じゃ、この指紋消去というのはだ
れの要望だったんですか、日本政府内の。

○塩崎副大臣 繰り返し申し上げますけれども、
正式な政府としての要望をしているわけではござ
いませんで、そういうことで御理解をいただき
たいというふうな思ひます。
そもそも、この外務省の範囲を超えますけれど
も、この情報を消去するということでは多分先方
の政策目的も達成されないということでありま
すから、そういうようなことを正式に私どもの政府
として要望することはないというふうな考えるべ

きだと思ひます。

○高山委員 いや、副大臣、この正式な要望書に
はこれは入れていないよ。だけれども、もら
いましていろいろなプレスリリースですとか次官級
でこう言っているだとか、あるんですよ。全部出
してくれただ、ここの部分は、指紋の即時消
去を要求した部分以外は出てきているんですよ、
入国の待ち時間がどうたらこうたらとかいうの
は。何でこの部分だけ、だれが要求したのかとい
うことを言わないんですか。しかも、別にこれ
何も隠すことじゃないじゃないですか。どうし
ても、この出国する時点で即時消去を求めるとい
う部分のだけ出してくれないんですか。何か隠し
たことでもあるんですか。

○塩崎副大臣 別に隠すべきことは何もなく、正
式な要望として出していないということでごさ
います。

○高山委員 正式じゃなくて、作業部会でどう
したこうしたですとか、いろいろなものを出して
くれているんですよ、外務省の方で。だけれど
も、なぜかこの部分、私はもうピンポイントで初
めから文書で聞いているんですよ、この即時消去
のところはだれが言いつ出した要望なんですか。
法務省の入管は、もう絶対うちじゃないと言っ
ているんですよ。だけれども、だれかが要望しな
きゃ、少なくとも交渉事項でばつと相手方に言
わないじゃないですか、こんなこと。

しかも、アメリカの方ではしつかりテークノ
トして、いや、それに対してはこういう対応です
と。しかも、このアメリカの方の返事も、正式に
文書で要求したこと以外のことについてもいろいろ
アメリカも答えてくれているんですよ。そうい
うやりとりなんですよ、信頼関係のある日米間
です。だから、日本側で、少なくともこの即時消去と
いうのは、一体政府内のだれが要望したんです
か。今民間だということもおっしゃいましたけれ
ども、民間も含めて、だれから要望事項があつた
のか。これは法務省の入管の立場とは全く違うわ

けですから、このだれが言ったのかというのをぜ
ひここで明らかにしてください。(発言する者あ
り)

○塩崎副大臣 繰り返し申し上げますけれども、
資料が残っているわけではないので、お出しする
ことはできないわけですが、先ほど来申し
上げているように、さまざまやりとりがあつ
て、先ほど提案者からもお話があつたとおり、世
界で初めて導入するときに、当然のことながら、
個人情報についてどういう管理をするんだとい
うことについていろいろな議論が行われて、その厳
格な管理を要望するというのは当然のことである
わけでありまして、そういうことで、さまざま
な議論の中でこういうような意見が出たのかもわ
からないという話であつて、正式な要望をしたわ
けでは決していないということでごさいます。(発
言する者あり)

○石原委員長 高山君、もう一度質問をお願い申
し上げます。
高山君。

○高山委員 委員長からの御下命でございますの
で、もう一度質問いたしますけれども、出ている
のは間違いないんですよ。だって、アメリカの方
で、きょう私が配っている資料の中でわざわざ
言つてきていますから。しかも、出たということ
をきのう木寺審議官は言っているんですよ、日
本側から言及したということ。そこは争ひない
んですよ。

そうじゃなくて、政府内でだれがこの要望を出
してきたんですか、それを確認したいわけですよ。
だれが出してきたのか、これを言ってください。
法務省は絶対自分じゃないと言っているわけですよ。
から、だれだか言ってください。

○石原委員長 外務省、わかりますでしょうか、
ただいまの質問に対して。
塩崎外務副大臣。

○塩崎副大臣 この資料というのは、これを指し
ておられるんですか。これは、先ほど申し上げた
ようにアメリカがつくったものでありますから、

私どもとしては文責はないと。(高山委員)きのう審議官が日本から出していると言っているんです。その出ていることは争いがないんですよ。だれが出したのかと聞いているんですよ。出ていないんですよ。出ていないですよ」と呼ぶ)

○石原委員長 外務省、答えられますか。
外務省塩崎副大臣。

○塩崎副大臣 私の理解では、私ども政府の方が正式に出したという、今先生がおっしゃっているようなお話は聞いておりません。これは、あくまでもアメリカ側の報告書にこう書いてあるということであって、日本の政府の中でそういう意見を言ったというわけではない、正式なものとしてですね、そういうことだと思います。

○高山委員 ちょっと今、塩崎副大臣がそういうことを言っていないと言ったと言いましたけれども……(塩崎副大臣)正式にはと言っている」と呼ぶ)正式な話はわかりました。正式などうか、文書で全然要望していないということも、きのうの委員会の時点でもう既に明らかになっているんですよ。

ただ、きのう審議官が、日本側からこの即時消去について言及したんだということを言っているわけですから、ここまではもう争いがないですよ。そこまでは争いありませんので、だれが、交渉に行く人はそれは一人か二人でしようけれども、どういうところからこういう、ぜひこれは人権上問題なので即時消去してほしいという要望というか話がか来たのか、それを聞いているんですよ。

法務省じゃないと言っているんだから、法務省じゃないところから来ているんでしょう。法務省の政策と百八十度違うことをだれが言っているのかということは今私は確認したいんですよ。

○石原委員長 外務省に申し上げます。
記録があるのであるならば、どなたがこのようなことを言及したのか、わかりましたら御答弁をお願いしたいと思います。

塩崎外務副大臣。
塩崎副大臣 昨日という表現をしたか、

ちよつと今聞いておりましたが、何度も同じことを言って恐縮でございますけれども、交渉の過程でさまざまな議論があり、そしていろいろな意見が言う中でこういう案が一つとして出てきたのかなというところであって、繰り返し申し上げたすけれども、政府として正式に要望した事実はないということでございます。(高山委員)それじゃ、きのうの発言を撤回するんですか。時間の無駄ですよ、こんなもの。これはちよつと質問人じゃないですよ。きのう一時間近く無駄にしているじゃないですか。だって、あなた、きのう言ったでしょう。それで今三十分以上もめているんだから。撤回するならば撤回すると初めに言ってくださ

いよ」と呼ぶ)

○石原委員長 塩崎外務副大臣。
塩崎副大臣 きょう、恐らく木寺審議官が申し上げたのは、厳格化の具体策の一案として日本側からこの消去について言及があったのではないかと思われますということをおっしゃると思います。

それは今私が申し上げたとおりであって、さまざまな議論があった、そしてその中にそういう意見もあったかもしれない、しかし、政府として正式な要望はした事実はないということでございます。

○高山委員 いや、副大臣、全くそこまでは私も争いがないですよ。だけれども、正式に要望していないだけども、交渉の過程でいろいろ要望したわけですよ。非公式に要望している、こちら側から。その中に指紋即時消去というのが入っていないかと思ったら、アメリカ側のこれに出てくるわけじゃないんですか。どうですか、副大臣。非公式にしているわけでしょう。

○塩崎副大臣 ささまざまな意見があったわけでありまして、その中のワン・オブ・ゼムとしてあったということがあったわけでありまして、日本政府の……(発言する者あり)いや、それは向こう側がそういうふうな報告書に書いてきている話であって、それは正式な要望ではないということ

とでございます。
○高山委員 そうしますと、私の資料によっても、これはもう、アメリカ側は指紋即時消去とい

うのが日本政府の立場だという認識を二〇〇四年の六月の時点でしているわけですね。これに対して何か抗議しましたか、外務省の方は。まず、外務省は抗議しましたか。

○木寺政府参考人 お答え申し上げます。
先生御指摘の点につきまして、抗議とか行つたことはございません。

○高山委員 これはもう、向こうが日本政府の立場はこうでございますねと言ってきたものに、副大臣、日本政府としてはそのまま、何も抗議もしない。これは法務省の立場と百八十度違うんですよ。微妙に違うとかじゃないんですよ。法務省の入管の人が絶対うちから要望するわけありませんと断言するぐらい、百八十度違うことが書いてあるのに、なぜこれは抗議しないんですか。物すごい怠慢じゃないですか。どうして抗議しないんですか、日本政府の立場と全く違うことを言っているのに。我が方は、日本政府としてはこういう立場ではございません、訂正を求めますという抗議をどうしてしないんですか。あるいは、今からしますか。

○塩崎副大臣 あくまでも先方が書いてきたことではありませんから、その場で修正ということではできなかったわけでありまして、私どもの考えとしてはこういうことだということを伝えることは別にやぶさかではないと思っておりますけれども、これはもう、交渉の経緯でこういう形でお互い結果が出て、そしてお互いのアクションは決まっているわけでありまして、何ら影響は与えないということだと思います。(発言する者あり)

○石原委員長 質問、わかつていますか。
それでは、外務省木寺大臣官房審議官。

○木寺政府参考人 お答え申し上げます。
これに対して抗議はしておりませんし、抗議をしようという意見も出ておりません。

○高山委員 法務大臣にちよつと伺いますけれども、これは明らかに法務省の方針と一〇〇%違

ますよね、この指紋の即時消去。これに対して抗議しないいいんですか、こ間違えてい

○杉浦国務大臣 私どもは、毎年のイニシアチブの協議における我が国政府の対応について、その都度、意見を求められております。

私どもが関係するのはUS-VISITの部分でございますが、その部分について意見を求められた際に、我が国が提出した要望事項については、法務省として異存はございませんでした。
○高山委員 では、アメリカから来た返事に対して異存はあったんでしょうか。

○杉浦国務大臣 アメリカ政府が入国管理政策についてどういう政策をとるかは、アメリカ政府が決めることになってございまして、日本の国民がそれについて影響を受けます。その影響を受ける部分について厳格な管理を要望したのはそういう意味なんです。要望に入つておりましたから、私どもはそれで異存はなかったわけでありまして。

○高山委員 いや、大臣、それはおかしいですよ。だって、返事の中にこういう指紋の即時消去を日本政府が求めているということが書いてあったら、日本の意見とこれは一〇〇%違うんだ、百八十度違う意見だ、これは認識を間違えていますよということをおっしゃる言わないんですよ。だって、これは法務省の見解と一〇〇%違うでしょう。だったら、日本に入ってくる外国人の指紋も即時消去してくださいよ。

○杉浦国務大臣 少なくとも、我が国政府としての正式な要望には入っておりませんから、アメリカがいりいろおっしゃっておられるかもしれぬ、別にそれはそれで向こう側の認識の一部かもしれないので、それはそれとして、私どもとしては、正式に要望したことについて理解いただいたというふう

に思っております。
○高山委員 それはそれとしてというところが重要なんです、法務大臣。だって、これは全然要望していないし、しかも要望が意に沿うもので

も全然ないわけでしょう。全く真逆じゃないですか。指紋即時消去したくないというのが日本の立場で、指紋消去してくれということ、全然違うことを言っちゃっているわけですよ。

だから、これは抗議か訂正、少なくとも日本の国内で、アメリカがこういうことを言ってきたけれども、外務省さんちよつと交渉がおかしいんじゃないかということを外務省には抗議しましたか、法務省として。

○杉浦国務大臣 もちろんしていませんし、するべきことも思いません。

少なくなるとも、このアメリカのU.S.—V.I.S.I.T、私どもが関係する部分の政策については、アメリカ政府が九・一一の厳しい教訓から導入しようとしたものでございませぬ。それはそれとして、アメリカの政府の方針は理解できます。

それについて、私どもとすれば、日本からたくさんの方がアメリカへ行くわけですから、それによつて影響を受ける。アメリカの政策そのものに賛成とか反対とかいうことよりも、それによつて日本の国民が影響を受けるのを最小限にとどめたいということで、厳格な運用、保管というものを正式に要望したわけでありまして、それについて、私どもは異存は全くございませぬでした。今も厳格にやっていたらというふうな思っております。(発言する者あり)

○石原委員長 御静粛に願います。

大臣、まだお答えに足りないことがあれば御答弁いただきたいです……(杉浦国務大臣)もうございませぬと呼ぶ)ございませぬでしたら、質問者の高山君、質問をしていただきたいと思っております。

○高山委員 いや、大臣にこれは再度聞きますけれども、要望書の中に盛り込まれたことについては異論はないと思えますよ。だから、アメリカ側の方で、ああ、ここ間違えている、日本政府からこんなこと言うはずなのに言っているじゃないか、おかしいということはどうして抗議しないんですか、これを聞いているだけです。

○杉浦国務大臣 先ほど来、外務省、副大臣等から答弁されているとおり、これは外交交渉、協議ですから、その場面でいろいろな話が出るのは当然のことでありまして、それをアメリカ側がある表現で言われたんでしようけれども、私どもからすれば、正式要望として出したことには何れも、公式要望を日本政府が取りまとめたものについては異存はなかつたわけですから、それ以外のことは、アメリカの政府が多少どうされようと、ちゃんと我々の要望を踏まえてやっていただければそれでよろしいわけですので、抗議するとか、そういうことではないと思ひます。

○高山委員 大臣、その外交交渉の現場で、こつちからこう言つたら向こうはこう言つたということとをたまたま私がとらえて言つておられるんじゃないですか。これは思い切り正式な回答書じゃないですか。これは文書でのやりとりです。

アメリカ側からこういう文書で答えが来て、そこに明らかに日本の方針と違ふことが書いてあるのに、日本政府の立場は指紋消去すねと言われているのに、何で抗議しないんですか、立場が違ふんであれば、それとも、日本政府としても指紋は即時消去だという立場なんですか。きのうも確認しましたけれども、それをまず答えてください。

別にそれでもないんです。外国に対しては、日本人が海外に行つてアメリカに入国するときには指紋は即時消去せよ、だけれども、外国の人が日本に来たときには指紋は八十年も百年もとっておきます。これはダブルスタンダードなんだという事なんです。

○杉浦国務大臣 アメリカ政府の入国管理政策に対して、私どもが、それはアメリカ政府がお決めになることであつて、基本的にどうこう申し上げる立場にございませぬ。

ただ、それによつて日本国が影響を受ける。受ける部分については、その悪影響が最小限にとどまるように配慮願いたいというのが私どもの基本

的立場でございまして、その一部分の記載はそうなつておりますが、全体として、私どもの要望をきちつと文書に取りまとめて先方に伝え、先方は厳格に運用するということをしていただいております。わけですから、抗議をするだとかどうこう、そういう問題ではないと私は思つております。

○高山委員 ちよつと時間もなくなつてきました。今大臣みずから言われましたように、一部分に違いがあるのはまあそれでございませぬかという事ですけれども、これは確かに文書としては一行ですけれども、指紋を即時消去するのと八十年とつておくんじや全然違うじやないですか。一部分に違いがある、その違いが決定的な違いだから今質問しているんです。

それを、アメリカ側の認識が完全に間違えているんだつたら、法務省か外務省を通じてかもしれませぬけれども、これはアメリカに抗議するべきだと思つたのに、二年間もこの書翰のやりとりがある中で一度も抗議していない。だから、これは、法務省の方針が外と内ではダブルスタンダードでやつておられるのかと思つたわけですけれども、法務大臣、では、外に対しては即時消去を求めておられるけれども、内に対しては即時消去を求めない、外国人が来たときには指紋はすつと保存するんだ、こういう立場です。日本は。

○杉浦国務大臣 それは何度も申し上げておりますとおり、アメリカ政府に対して指紋の消去を求めておりませぬ、要望として。(発言する者あり)おりませぬ。ですから、アメリカ政府がお決めになられたこととございませぬ。私どもの要望は、厳格に保管していただくことであつて、それはアメリカ政府もそれを受けとめて実施していただいていると承知をいたしております。

○高山委員 済みませぬ、法務大臣。きのうは、外務省がこういうことを言つておられるとつたら、答弁に詰まつておりました。だから、これは日本の立場が矛盾しているわけでしょう。どこかで変わったなら変わったでいいんです。どうして

きのうの答弁とまた違うことを言うんですか。価値観が変わつたなら変わったで別にいいんですよ。

ちよつと大臣、もう一回答弁してください。

○杉浦国務大臣 昨日もきょうも外務副大臣、外務審議官は、その表現の部分は、米政府との協議のやりとりの中で、米政府による生体情報管理の厳格化の具体策の一策として、日本側から出国時の情報消去について言及があつたのではないかとと思われるという答弁をされて、きょうもその答弁を繰り返しておられます。それはあり得ることで、協議ですから、向こうからもいろいろ意見が出て協議する、そうじやないと協議じやございませぬので、そういうことはあり得るのかと思つております。

○高山委員 いやいや、だから、あつたんでしよう。あつたからアメリカ政府の方でこういうふうな書いてきておられるわけですから。そこは水かけ論になりますから、私が聞きたいのは、少なくとも、この二〇〇四年の当時は、日本政府としては即時消去を求めていたわけでしょう。それなのにどうして今、これは求めていないということ、言い出したのかということ、聞いておられるんです。正式にはなくても、個人情報保護の具体案として、即時消去したらいじやないですかといふことを提案しているんです。どうしてそれが、今は提案していませんでしたということになつちゃうんですか。それはおかしいですよ、法務大臣。

○杉浦国務大臣 繰り返しになりますけれども、昨日もきょうも、外務当局の方からは、米政府とのやりとりの中で、米政府による生体情報管理の厳格化、これは私どもも要望しておつたわけですが、その具体策の一策として、日本側から出国時の情報消去について言及があつたのではないかとお思います。これは、日本政府として、米政府に対して指紋の消去を要望したということではございませぬ。

○高山委員 いや、ちよつと待つて下さい。では、きのうの思われまますだからわからないというんじや、きのうあれだけ、三十分以上やりとりした意味ないじゃないですか。

思われまますというのは、彼は、当事者じゃなくて、その現場にいなかったから、それが答弁の限界だということ、ではしようがないですねと、委員長からそういうお裁きがあったからしたのであって、きょうは、私は、ちゃんとこの個人情報即時消去ということ、これをだれが言ったのか、その交渉の担当者の本名の細かい名前まで出せというんじやないんですよ、それをちゃんと答えられる人を出して下さいと言って、それで副大臣が来たわけですよ。副大臣もきのうの審議官の答弁以上のは何も言わないじゃないですか。だから、わかる人を出して下さいよ。みんな来て、いや、それがそうだったんだと多分思いますよという推測しか言えないのであれば、これは全然質問の前提を欠いていますよ。私、きのうの時点から言っていますから。

だから、もう一回、副大臣、明確にうちの方からこれは出したわけでしょう、こういう提案を。そこを答えてくださいよ、そう思うとかじゃなくて。

○塩崎副大臣 繰り返し申し上げますが、正式に要望しているわけではないのであります。しかしながら、この報告書に書いてあるのはどういふことかとこの理解を外務省として木寺審議官が昨日来御説明申し上げているわけであって、その事実に関しては何も変わらないわけで、議論の過程の中でいろいろな案が多分出ただろう、その中の一つではないかと思われると言っているの、それ以上のは何も言えないと思います。

したがって、法務省と外務省との間で意見のそこがあったわけでもないし、正式な要望は、先ほど申し上げたように、この個人情報、生体情報に關しての情報の適正な管理というのをちゃんとやっってくださいねというのが日本政府の要望であるわけでありまますから、この点について、繰り返し

して恐縮であります。正式な要望ではないけれどもこう書かれているのは、先ほど来説明しているとおりのことしか説明ができないということ、言っているわけでありまます。

○高山委員 いや、おかし、おかし。いいですか。私は、その正式な要望の中の一例として、個人情報即時消去というのを、アメリカがそう言うんだから日本が出したんじやないかと思われ、私もそういうふうな思ったんですよ。アメリカが言っているんだから、日本が多分出したんだらうなど。

だから、どういう場に出したんですか、だれが出したんですかということ、聞いています。だれが出したかははっきりしてありますが委員会では答えられません、こういうことなんです。か。それとも、出したか出さないかははっきりしていないということなんです。どっちなんですか。

○塩崎副大臣 これは交渉事でありまますから、先ほど杉浦法務大臣からもおっしゃったように、これは、交渉の中でいろいろな意見が出てきて、そしてこういう結果になっているという報告書が出てきているわけでありまますから、そこから先は、先ほど申し上げたとおりのこと以外に何も無いということだと思ひます。

○高山委員 ちよつともう時間がなくなってきたので、では、今の副大臣の御答弁ですと、交渉の中で日本政府から指紋即時消去ということに言及したことは間違いないですね。

○塩崎副大臣 さまざまな人の意見を聞いていて、こういう結果にたどり着いているわけでありまますから、だれが言ったかということ、特定はできていないわけでありまます。な、お繰り返して恐縮でありますけれども、正式な政府の要望として言ったことではないということだけははっきりしているわけでありまます。(高山委員)そんなことは聞いていません。交渉の中で出たんですかということ、聞いています。交渉の中で出たのかどうか明らかになつたということ、聞いています。

んですよ。だれが言ったか聞いていないですよ、全然。交渉の中では日本側から出たんでしよう、その話は。そこを聞いていますよ(と呼ぶ)

○石原委員長 委員会の質疑は、挙手をして質問をし、挙手をしてお答えを願ひたいと思ひます。(高山委員)まだ答えていないですか(と呼ぶ)塩崎外務副大臣、まだ御答弁が足りないと思ひましたら御答弁ください。十分だと思ひばそのままで結構でございます。——高山君。

○高山委員 では、改めて聞きますよ。だれが言ったかとかじゃなくて、日米交渉の中で出たものと思われるといふこと、間違ったけれども、それは日米交渉の中で出たということ、間違ったけれども、それは日本側から出したということ、いいんですか。日本側から出したということ、いいんですか。日本側のだれと言わなくていいですよ、別に。だつて、日本とアメリカしかいない交渉ですよ。それで、アメリカ側が日本側のこと、聞いています。だから、これは日本側から出したんです。それは間違いないかどうかわかりません。

○塩崎副大臣 交渉事でもありませんから、正式なものでもないものは交渉でもありません。正式なもの、正式なものだけで交渉しているわけでありまます。さまざまなたちの意見を聞いてこの結論に至っているわけでありまますから、その過程でそれは出たのかもわからない。それは……(高山委員)「きのうの答弁と違う、交渉の中で出たものと思われると言っているんだから」と呼ぶ

いや、だから、正式なもの、ここに書かれているようなことではないということ、何度も言っているわけであつて、それ以上でも以下でもないということだと思ひます。(発言する者あり)

○石原委員長 高山君。(高山委員)委員長、今の議論を聞かせていただきますか(と呼ぶ)そういうものがワン・オブ・ゼムという言い方で言及があったが正式な要望ではないと明確に言っておりますので、意見のそこというものは無いと思ひます。(発言する者あり)だれが言ったかとい

うようなことを質問はされておられません、質問者は。申し合わせの時間が経過しておりますので御協力もお願い申し上げます。

○高山委員 私は、だから、話はまとめますけれども、正式な要望でないにせよ、日本側から即時消去というものは出したわけでしょう。しかも、アメリカ側としては、日本政府の立場は指紋の即時消去なんだというふうな思っているわけですから、これは、私は、今の法務省の立場と全然、百八十度違う立場ですから、今後抗議された方がいと思ひますけれども、時間があれですので質問を終わります。

○石原委員長 次に、石関貴史君。今の同僚議員の質問とそれから答弁、釈然としない部分が多いように思ひます。我々も、テロの未然防止ということ、先ほどの民主党修正案の提案理由説明でもありましたが、これは必要な措置であり、しっかりとやっとなきゃいけないということでありまます。また、出入国の手続の迅速化、これも結構なことで、大いに進めるべきだと賛成をしておるところであります。これまでの質疑の中で、政府案には相当問題があるということが明白になってきております。本日は、そうした問題点について改めて、政府側、そして民主党修正案の発議者に質問をしたと思ひます。

まず、外国人に対して上陸審査時に提供を義務づける個人情報種類の種類について、政府案では「指紋、写真その他の個人を識別することができ情報として法務省令で定めるもの」というふうになつております。指紋、写真を含めて何を定めるかをすべて省令に委任するという形になつております。

個人の識別情報といっても、顔、指紋、そして先日の参考人の陳述でもありました静脈や虹彩といったものがあります。今後も種々の生体情報による識別方法が考案される可能性があるというふ

うに思います。

しかし、それぞれの個人の識別情報によって何を義務づけるか、その内容をすべて省令にゆだねるということに今回なっているわけですが、何を義務づけるか、それを提供してもらおうかということについて、それぞれ権利の制約の程度が異なってくるというふうに考えます。

そして、そもそも、こういった大事なことを省令に落とすということは、法治主義の原理からいっても許されないのではないかなというふうに私は考えておりますが、改めて政府のお考えをお尋ねいたします。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御質問の件につきましては、改正入管法で規定します法務省令は、まさに法律の委任に基づき省令でございます。法律上で指紋及び写真個人識別情報の例示として規定した上で、将来の生体情報認証技術の進展等に伴いまして、旅券の名義人と申請人の同一人性の確認及び要注人物リストとの照合等の目的を達するため、最も適切な個人識別情報を省令で定めることができるように法律に委任規定を置くことは、技術の進歩や状況の変化に迅速かつ的確に対応する上で、適切なものであると考えております。

○石関委員 それでは、民主党の修正案については、この省令に委任するというのを削除するという事になっておりますが、その趣旨、考え方を詳しくお尋ねいたします。

○細川委員 お答えをいたします。

個人識別情報の省令委任という件につきまして、私どもの方では、指紋などの情報につきましては、採取対象、どういう人から採取をするのか、あるいはその情報をどのように蓄積してどのように利用するかというように関しては、個人のプライバシーを大変侵害するおそれもあるわけでございます。

したがって、少なくとも、どのような種類の生体認識情報を出入国管理上利用できる個人識別情報にするかということ、これは法律でしっかりと

規定をする、これをしなければいけないというふうに考えております。したがって、この修正案では法務省令への委任というのは削除いたしております。

○石関委員 わかりました。

それでは、採取をした指紋の利用についてお尋ねいたします。特に、指紋の採取については、かつて、審議の中でもたびたび質問がされました、外国人登録法による指紋押捺の強制が、これは人権侵害である、こういった強い批判を浴びて廃止をされたという経緯がございます。

通常は、犯罪の被疑者として身柄を拘束された場合、また、裁判官の発する身体検査令状がある場合に限定されて指紋の採取というのが行われるというものであります。国際的に見ても、上陸審査時に外国人から指紋をとるとするのはアメリカが行っているだけであるということでありまして、テロの未然防止という目的は十分理解はできると思っておりますが、個人識別情報の中で、写真だけでは不十分であるから指紋をとるということではあります、写真だけでは不十分なのかということについて改めてお尋ねをいたします。

そして、この指紋の採取について、国際社会、世界の中でのコンセンサス、ある程度、しやうがない、これをやっというコンセンサスが形成されるまで、もう少し期間を置いてこの動向を注視する必要があるのではないかとこのうにも私は思っておりますが、いかがでしょうか。政府の見解をお尋ねいたします。

○河野副大臣 現在、退去強制を行っている者の八人に一人がリビーターという厳然たる事実がございます。入管の職員も、いろいろと、各国のパスポートに対する基本訓練を受けるなどして偽造パスポートの発見に努めるようにはいたしておりますが、八人に一人が捕まえてみればリビーターであったということが現実の事実としてある以上、写真情報だけにこれ以上頼ることは適切ではないと思っておりますし、不法に入国をした人間が、昨年一年間だけでも七件の殺人または殺人未遂という犯罪を犯しております。その他の犯罪におきましては各種いろいろございます。そうした状況をこれ以上放置するわけにはいかないというのが我々の考えでございます。

また、指紋について、もう少し世界的なコンセンサスをお話もございしますが、近年、パリ島でのテロ事件、あるいはロンドンでのテロ事件ということがございまして、アルカイダに日本がテロの対象国として名指しをされている現状を考えますと、そう悠長に我々も時間を持っているわけではございません。お尋ねをいたします。

○石関委員 それでは、指紋の採取の方法についてお尋ねをいたします。

この審議の中でも人さし指でとるという答弁があったかというふうに承知をしておりますが、それぞれの右手、左手の人さし指でとるとかというこの確認と、あるいは、先天的、後天的、いろいろ理由で指を欠損していたり、手が欠損しているという方もいらっしゃると思っております。こういった方々については、もちろん外国からいらっしゃる方々の中にもこういった方々もいらっしゃるということに思いますが、こういった方々についてはどのように対応をするか、考えていらしゃいますか、政府にお尋ねいたします。

委員御指摘のような指の欠損されているような方が仮にいたしますと、審査ブースのところでは手続を進めるということになりますと、若干周りの方の目というようなこともあるかもしれませんので、そういう場合には、別室に案内いたしまして、そこで手続をすることを考えております。

また、指の欠損状況によりまして、今副大臣からも御説明ございましたが、順番を、次ほどの指ということであらかじめ規則を決めておいて、それに従って採取するように、そういうことを今検討しております。

○石関委員 人さし指が欠損していればその次だということなんですけれども、具体的に今そのことをお尋ねしておりますし、それを含めて、人権上のこれは大変な問題ですから、検討がなされたかということをお尋ねしましたので、もう一度、しっかりと御答弁ください。

○三浦政府参考人 もちろん、指紋につきましては、センシティブな情報ということは十分に我々も認識しておるつもりでございますので、人権に十分な配慮をした上で手続を行うことを基本的に手続をどう進めるかということを検討しているわけでございます。

そういった観点から、先ほども申し上げましたように、仮に手の指が欠損しているような方につきましては、これが周りから好奇な目で見られるような状況をつくり、そこで、なおかつ、人さし指の次は、例えば、仮に、まだこれは最終的に決まっておりますが、次は中指とか、そういう形であらかじめ規則をきっちり決めて、それに従って手続を進めるということでございます。

○石関委員 具体的に、今、そういう不自由な方々について、どういうふうに行っていくかというところは決まっていないということではよろしいんですね。これから検討していくとお話でありましたので、決まっていないということではよろしいか、確認をします。

○三浦政府参考人 先ほど御説明いたしましたように、基本的に、その当事者の方が嫌な思いをさ

○河野副大臣 指紋の採取につきましては、入国審査官の前で両手の人さし指の採取をさせていただきたいというふうに思っております。また、指の欠損その他の場合には、ルールに従って、人さし指の次は何の指、そういうルールを決めて、それに従って採取をさせていただく予定でおります。

れないようにいたしますか、そういう配慮をするということ、そのアウトラインは当然決まっております。ただ、具体的にどんな手続を行っていくかということにつきましては、これから施行までに時間がございますので、その間に十分詰めまして、最も妥当、適正な方法を確定していきたいと思っております。

○石関委員 これから詰めていくことですから、今、詰めていないということだと思えます。人権上のこれは大変大きな問題でもありますが、これはしっかり事前に考えなければいけないことではないかなというふうに私は考えております。

○平岡委員 お答え申し上げます。まず、今回、凍結をしようとする趣旨でありませぬけれども、そもそも、この指紋捺捺制度というものについては、最高裁の判決の中でも極めて慎重な考え方が示されています。すなわち、指紋については、性質上、万人不同性、終生不変性を持つということがございますので、採取された指紋の利用方法次第では、個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があるというふうに判示されているところでございます。

○石関委員 附則において、別に法律で定める日まで、上陸審査時に提供する個人識別情報には指紋を含まないものとしているところでございます。

そして、どうした場合に凍結が解除されるのかという点については、やはり国際的な動向等も見なければいけない。すなわち、指紋の利用についての国際社会の理解の状況などについて勘案するというところで、具体的には、本法の施行後、写真だけでは適切な出入国管理がなし得ないと判断される状況に立ち至っている、あるいは、諸外国において上陸審査時の指紋の利用が普及し、指紋を利用することが国際社会のコンセンサスになってきているといったような状況があると判断される場合には、その時点において凍結を解除するということを考えていきたいというふうに思っているわけでございます。

そして、そのような状況で本場にちゃんとしたテロ対策ができるのかという点についてでございますけれども、先ほど河野副大臣の答弁の中にもパリ島とかロンドンの例が挙げられましたけれども、我が国以上に外国人によるテロのおそれが高い諸外国においてもまだ、この仕組み、指紋を採取してチェックするという仕組みは導入されていない状況にあるというように国際的動向を見たときに、我が国が、今、いろいろな問題がある中で、導入するのが適当であるかどうかというように問題があるわけでありませぬ。

写真といつても、ただ単に写したものをそのまま比較するというのではなくて、電磁化処理された情報として比較するというようなことがしっかりと行われていくところでございますので、それなりにいろいろなチェック機能というのは果たせるのではないかと今も思っています。今回我が国でも導入されておりますIC旅客でも、この指紋情報については入れていないというように状況もございます。そういう点を考えれば、写真情報もしっかりと行っていくというところで、我々としてはテロ対策というものはそれなりの効果が上げられるものだというふうに考えています。

○石関委員 ありがとうございます。それでは、採取した個人識別情報、この保存期間

間について、また改めてお尋ねをします。どの程度の期間にするのかということについては、既に質問もございましたが、この問題について、法務省、外務省、また副大臣、そして入管局長、この間での意思統一というのがなされてないというふうに、私はこの審議の経過を見て承知をしております。

河野副大臣は、先日の委員会で、将来違う旅券で入ってきたときに見抜くためだということ、期間は、その人間の生存期間、具体的には七十年から八十年というふうに言及をされました。法務省の見解は、出国後、事後的な確認の必要性などに備えて、一定の期間ということでありませぬ。具体的な期間の明言がこれまでされておられません。一回もそういう答弁をされていないということあります。

これは、よほど問題のある方を除いては、私は、出国後直ちに消去すべき情報であるというふうに考えておりますが、政府の見解を、今申し上げたことを踏まえて、改めて確認をしたいと思っております。お願いします。

○杉浦国務大臣 私ども法務省といたしましては、上陸審査が終了した後も、出入国の公正な管理に必要である間は、特別永住者等を除く外国人から提供を受ける指紋及び写真を、個人識別情報ですが、データベースとして保有することとなります。すなわち、提供者がまだ出国せず我が国に在留中であれば、当然のことながら保有いたします。また、出国後も、出入国の公正な管理のため、例えば、事後的な確認の必要性や再度の入国の際の審査または在留中の審査で利用する可能性に備えて、内部の運用基準で定める一定の期間は保有いたします。

○石関委員 一定の期間というのがわからないというふうに申し上げておられますが、お答えをいただけないということだと理解します。副大臣は、答弁の中で、七十年から八十年と副

大臣の願望を述べられているというふうに思いますが、この中で、理論的に考えるとというふうにおっしゃっておりますね。理論的に、その方が生きていく年数、期間ということ、七十年、八十年というふうに副大臣はおっしゃっております。これは文脈からも明らかであります。

であるのであれば、六十歳の人であれば十年か二十年とか、あるいは七十歳、八十歳の方であればもうとらなくてもいいのかということも考えられるかと思うんですが、こういったようにいろいろなパターンがあるはずで、そういったいろいろな事例を考えて、精緻にこの期間というのを考えていないのではないかなという懸念を私は抱いたんですが、副大臣、このことについて改めてお尋ねをします。いかがですか、副大臣。

○杉浦国務大臣 委員会の質疑で詳細に御説明したとおりでございますが、それは繰り返しませんけれども、最終的に決定する具体的な保有期間、あるいは現時点で検討している具体的な保有期間の選択肢、いろいろございますが、これは、テロリストや国際犯罪組織のメンバーに有益な情報を与えることになりませぬので、公表を差し控えることとしたいと思います。

なお、副大臣の言及された七十年、八十年というのは、法務省の私どもの方針を踏まえながら、理論的に可能な時間として言及があったものと私どもは承知いたしております。

○石関委員 全然、理論的に理解できません。それでは、民主党案については、この情報の保存期間はどのようになっていますか、お尋ねします。

○津村委員 個人識別情報の保存期間につきましては、米国の報告書に、我が国の法務大臣の見解と真つ向から対立する見解が日本側の要望として記載され、訂正もされていないという全く奇怪な事態が生じております。

また、この件をめぐる昨日の高山委員の質問に対する外務省の答弁も混迷をさわめるなど、政府の方針は一貫性を欠き、また明晰さを欠くわけ

でありますけれども、民主党修正案では、外国人が出国したときは、上陸拒否事由に該当するような外国人を除き、直ちに、当該外国人に係る個人識別情報を消去しなければならないものとしております。

○石関委員 それでは次に、個人識別情報の利用の範囲についてお尋ねをいたしますが、提出されている政府案では、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、こういう一般法のルールに従うということになっております。

この一般法のルールでは、「保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で」と云々と、この情報はほかの行政機関にも提供可能である、こういうふうになっております。ほとんど歯どめがなく利用がされてしまうという懸念を私は大変抱いております。

そして、特にこの情報については、非常にセンシティブで大事な情報であるということも考えると、利用の範囲について何らかの歯どめをかける必要があるのではないかと、思うに思いますが、改めて政府にこの歯どめについての考え方を、お尋ねいたします。利用の範囲の制限について、どうお考えですか。

○杉浦国務大臣 提供を受ける個人識別情報につきましては、その取り扱いについては、保有、利用、提供等については、行政機関個人情報保護法の規定に基づいて適正に行う方針でございます。これは、行政機関の保有する個人情報保護につきましましては、行政機関個人情報保護法が必要かつ十分な措置を講じているところでございます。これも詳細に委員会質疑の際に御説明申し上げます。

個人情報情報の一環である個人識別情報の取り扱い、その保有、利用、提供の制限につきましては、他の個人情報と区別して特段の規定を置かなくとも、その保護に欠けることはないと考えているからでございます。

なお、個人識別情報について、一切目的外の利用、提供ができないといたしますと、例えば、刑

事訴訟法百九十七条二項に基づく捜査関係事項照会にも回答することはできなくなり、また、民事訴訟法第八十六条に基づく調査の嘱託にも応じられなくなるなど、他の法令の作用を害することになるので適当ではないと考えております。

○石関委員 それでは、民主党の発議者にもお尋ねをいたします。

利用の範囲、どのようになっておりますか。

○細川委員 お答えいたします。私どもの方は、しっかりと歯どめをかけなければいけないというふうな考えでおります。私どもの修正案では、上陸審査時に採取いたしました個人識別情報と自動化ゲート利用者から採取いたしました個人識別情報につきましては、本法の定める事務処理以外の目的に利用したり、また提供してはならない、こういうふうにしっかりと歯どめをかけております。

ただ、先ほど大臣の方からお話がありました刑事訴訟法あるいは民事訴訟法に基づく裁判所の差し押さえたとかあるいは捜索などにつきましては、個人識別情報を提供することはやむを得ないというふうな考えでおります。

以上です。

○石関委員 次に、この識別情報の外国の入管当局への提供についてお尋ねをいたします。

これは昨年の法改正で改正された部分でありまして、外国の入管当局に情報提供をするという規定が新設されたところであります。これについて、上陸審査時に外国人から採取した個人識別情報や、あるいは自動化ゲートの利用者から採取した個人の識別情報、これは、何ら問題のない外国人の方や、そして日本人の情報でも、この改正案では外国の入管当局に提供できるような仕組みになっていないというふうな考えですが、このことは大変な問題ではないかと、思うに思いますが、政府のお考えを改めてお尋ねをいたします。

○杉浦国務大臣 この点も委員会の席でも詳細に御説明申し上げましたので、それを読みますと、また時間が来てしまいますから、要点だけ申し上げます。

まず、法制上、この規定によって、外国人入管当局に当たらない外国の機関に情報提供がなされることはあり得ません。

また、入管法六十一条の九の対象とならない情報の提供については、余り例は考えられないけれども、例えば外国の捜査機関から外交ルートなどで我が国に対して捜査共助を要請してきた場合が考えられますが、そういう場合には、国際共助等に関する法律に基づいて、その枠組み内で提供の可否が決定されることとなります。

法制上、個人識別情報を一律に、あるいは包括的に捜査当局に提供することはあり得ないということはお尋ねをいたします。

○石関委員 それでは次に、自動化ゲートに関するお尋ねをいたします。

自動化ゲートにおける個人の識別情報、これをいつまで保有するのかということでありまして、本人の意思に反して延々と保有がされてしまう、また、何に利用されるかということについて、修正案の発議者にお尋ねをしますが、このことは、修正案の中では、どのような考えでどのように規定をされているでしょうか、お尋ねいたします。

○津村委員 お答えいたします。

自動化ゲート利用者の登録抹消手続がどのようなものになるか定かではありませんが、修正案では、どのような手続であるにせよ、「登録がその効力を失ったときは、直ちに、当該登録に係る個人識別情報を消去しなければならない」という規定を設けることとしております。

○石関委員 次に、上陸審査時の指紋を含めた個人識別情報の採取、これについて民主党案は凍結するというふうになっているんですが、その中で、採取する対象から除外をされる人というので民主党

です。これはどういう理由で除外をされたのか、お尋ねをいたします。

○細川委員 お答えをいたします。

永住者につきましては、既に相当期間日本に在留をいたしておりますが、我が国への貢献も認められるということで法務大臣から永住の許可をされている、そういう外国人でございます。しかも、外国人登録によりまして居住地も特定をされております。そういうことで、その他の一般外国人とこの永住者の扱いを区別して取り扱うのが当然だということに私は私どもは考えております。

修正案では、上陸審査時に個人の識別情報の採取を免除される者に永住者を加えるとともに、外国人が永住許可を受けた場合には、直ちに、当該外国人から上陸審査時に採取した個人識別情報は消去しなければならない、こういうことになっております。

○石関委員 修正案の方が大変限定的になっていると全般に思うんですが、最後に退去の強制事由、政府案では「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」というふうになっております。民主党案の方では「おそれがあると明らかに認められる者」、この両者の違いについて、最後にお尋ねをいたします。民主党の発議者、お願いいたします。

○平岡委員 お答えいたします。

政府案では、先ほど委員が御指摘ありましたように、公衆等脅迫目的の犯罪行為、その予備行為、しかも今度は補助行為というふうなこともその行為自体が非常に幅広いものになっていると、もう「行為を行うおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者」というような、またさらに恣意的な判断が行われる危険性が非常に高いという状況になっております。

さらに、そうして認定された者について、では、自分がそれはおかしいんじゃないかということとで不服を申し立てる手段があるのかといえ、その手段も全くない。捕まえられて初めて、自分がその抗弁のためにいろいろなことができるという

うことになっていくということでございます。これは、法務大臣を含めた政府の恣意的な判断で物事が進むということは、人権侵害にもつながっていくということでございます。

我々としてはもっと抜本的な改正をしたかったわけでありませうけれども、最低限、おそれがあると思われる「客観的な証拠がなければ認定できない」というふうな形にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○石原委員 よくわかりました。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○石原委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○石原委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。保坂展人君。

○保坂展人委員 社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に反対、民主党提出の修正案に賛成する立場から討論を行います。

本法案は、テロの未然防止を理由にして上陸審査時に外国人に指紋、写真等の個人識別情報の提供を義務づけ、テロリストの入国等を規制すると同時に、入国審査及び退去強制の手續等に変更を加えるものであります。

テロの発生を未然に防ぎ国民の生命と安全を守ることは当然であります。その具体的な手段として本法案が規定する内容は、個人のプライバシーや、外国人と共生する自由で民主的な社会を築くという面で重大な問題をはらんでおります。

審議中明らかになった問題は、出入国管理という法務行政の一分野をはるかに超える重大な内容が含まれており、自動化ゲートという耳当たりよいシステム導入に際して、指紋情報の登録という制度が、希望者からとしながらスタートしよ

うとしていきます。定住外国人や日本人が対象です。

外国人の入国時に年間七百五十万人が採取される顔写真、指紋情報のデータベースにあわせて、定住外国人、日本人の指紋、さらには顔写真情報もプールされます。昨年改正された入管法六十一条の九によつて、法務大臣は、外国の刑事事件の捜査に使用することに外務大臣の確認を受けて同意するとあり、昨日の委員会での大臣答弁でも認められたところであります。

ところが、当委員会での最初の入管局長答弁は、自動化ゲートに係つて収集される情報を海外に出したりとつたりすることはないだろうというあいまいな答弁でした。

この法案は、外国人の指紋採取、顔写真撮影に加えて、日本人も対象にして指紋採取、顔写真撮影のデータベースを膨らませていく内容であり、国民総指紋登録制度に道を開くものであります。

個人情報の中でも極めてセンシティブな指紋、顔写真情報を全外国人に強制し、定住外国人、日本人に任意で指紋情報を採取し、半永久的に、死ぬまでどこに死んでも保存し続けるというのは、余りに監視社会化を強め、外国人、日本人問わず被疑者扱いをする社会をつくってしまします。

民主党の質疑で、日本政府はアメリカ政府に対して、US-VISITの運用において、出国時に消去すべきとのまともな意見を述べていたこと、しかし、二年を経て、七、八十年保存というコペルニクスの大転換を説明することのできない政府、法務省の対応を到底信用するわけにはいきません。

民主党・無所属クラブの修正案には、目的外業務への利用を禁止し、使用後の情報削除を定めるなど、政府案の問題点を緩和するものが見られ、賛成するものであります。

ますます多くの外国人が日本で暮らす現在、外国人を管理の対象ではなく共生すべき住民として迎えていくという観点から入管法を改正すべきで

あることを訴え、政府案に反対、民主党提出の修正案に賛成の討論にいたします。(拍手)

○石原委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石原委員長 これより採決に入ります。内閣提出、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、平岡秀夫君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立少数。よつて、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○石原委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、棚橋泰文君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、社会民主党・市民連合及び国民新党・日本・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。高山智司君。

○高山委員 民主党の高山智司です。ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしました。案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。 一 外国人が提供する個人識別情報のうち指紋については、指紋の利用に係る国際的動向等

を勘案し、その実施時期を慎重に定めること。

二 提供された個人識別情報の保有期間については、本法の施行後の運用状況及びプライバシー保護の必要性を勘案しつつ、出入国の公正な管理に真に必要なかつ合理的な期間とすること。

三 提供された個人識別情報の出入国管理の目的以外の利用については、慎重に行い必要最小限なものとする。

四 新たに退去強制の対象とするテロリストの認定については、恣意的にならないよう厳格に行うこと。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○石原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。杉浦法務大臣。

○杉浦国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○石原委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石原委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十分散会

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する修正案
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条に一項を加える改正規定のうち同条第三項中「指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるもの」を「指紋又は写真」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「平成三年法律第七十一号」の下に「第六十一号の十第二項において「特例法」という。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 永住者
第二十四条第三号の次に二号を加える改正規定のうち同条第三号の二中「おそれがあると認めらるる相当の理由がある者」を「おそれがあると明らかに認められる者」に改める。
第五十八号の改正規定の次に次のように加える。

第六十一条の九の見出しを「(外国)出入国管理当局に対する情報提供」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、個人識別情報(第六条第三項又は第九条第四項若しくは第七項の規定により提供されたものに限る。次条において同じ。)にあつては、第五条第一項各号の事由のいずれかに該当し、その事由が次回の上陸の申請の時まで継続することが見込まれる外国人に係るものを除き、提供することができない。

第六十一条の十一を第六十一条の十二とし、第六十一条の十を第六十一条の十一とし、第六十一

条の九の次に次の一条を加える。

(個人識別情報の利用制限、消去等)

第六十一条の十 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法に定める事務の処理以外の目的のために個人識別情報を利用し、又は提供してはならない。

2 法務大臣は、個人識別情報を提供した外国人が出国したとき、第二十二号第二項(第二十二号の二第四項において準用する場合を含む。)の許可を受けたとき又は特例法第五条第一項の許可を受けたときは、直ちに、当該外国人に係る個人識別情報を消去しなければならない。ただし、第九条第七項の規定による登録に係る個人識別情報については、この限りでない。

3 法務大臣は、第九条第七項の規定による登録がその効力を失つたときは、直ちに、当該登録に係る個人識別情報を消去しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条第一項各号の事由のいずれかに該当し、その事由が次回の上陸の申請の時まで継続することが見込まれる外国人に係る個人識別情報については、適用しない。

附則第一条第一号中「次条から附則第五条まで及び附則第七条」を「附則第三条から第六条まで及び第八号」に改め、同条第二号中「附則第六号」を「附則第七号」に改め、同条第三号中「除く。」の下に「第六十一条の九の改正規定、第六十一条の十一を第六十一条の十二とし、第六十一条の十を第六十一条の十一とし、第六十一条の九の次に一条を加える改正規定を加え、「附則第八号」を「次条及び附則第九号」に改める。

附則第八号を附則第九号とし、附則第三条から第七号までを一条ずつ繰り下げる。
附則第二条第一項中「前条第一号」を「附則第一条第一号」に、「附則第七号」を「附則第八号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「附則第一条第一号」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

(個人識別情報に係る規定の適用の特例)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の

出入国管理及び難民認定法第六条第三項の規定の適用に当たっては、別に法律で定める日までの間、同項の個人識別情報には、指紋を含まないものとする。

2 前項の別に法律で定める日を定めるに当たっては、前条第三号に掲げる規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の状況を踏まえるとともに、個人を識別するために指紋を用いることに関する国際社会の理解の状況、これを外国人の出入国の管理に用いることが国際的なテロリズム等の犯罪の未然防止に果たす役割及びその国際的な動向等を勘案するものとする。

平成十八年四月六日印刷

平成十八年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C